

公共工事に対する不当介入対処要領の運用について

(平成26年4月1日)

1 公共工事に対する不当介入対処要領（以下「要領」という。）2(1)関係（用語の定義）

(1) 「不当介入」の判断

通常は、暴力団等がその暴力的体質を背景に行う工事妨害に代表されるが、警察の取締強化等に伴って典型的な工事妨害は影を潜めてきている。

その一方で、騒音や公害を基とする、一見正当性を装った不当な要求や、下請の強要により不当な利益を得ようとする介入等が増加してきている。また、このような介入の背後には暴力団等の介在も想定されている。

「不当介入」か否かの判断に当たっては、以上のような状況を勘案し、的確かつ積極的に対応すること。

(2) 正当性を装った「不当な要求」

正当性を装った「不当な要求」の場合には、対応の判断に迷うことが多い。要領2(1)に掲げる事項のほか、下記に掲げる事項を参考として適切な判断をすること。

ア 「いわれの無い要求」について

(ア) 要求の基となる具体的な事実が無い、明らかでない場合

何等具体的な被害事実が発生していないにもかかわらず、そこで工事をするということのみを要求の理由としている場合、ある被害が予想されるというような、抽象的な根拠を要求の理由としている場合、あるいは要求の基となる事実と工事との関係が明らかでない場合等をいう。

また、要求者が当該工事に係る事業の関係者（用地買収等）であること等を理由に、当該工事の下請業者として使用するよう要求し、これに応じない場合は工事施工に支障が生じるおそれをいだかせる言動がある行為もこれに含まれる。

(イ) 要求内容が、発注者である市または請負業者（下請業者を含む。以下「下請業者等」という。）の意に反する行動または措置を求めるものである場合

要求者または要求者の指名する者を当該工事の下請として使用するよう要求する等、下請の要求に名を借り、一見正当性を装っているが、要求に応じない場合は工事施工に支障が生じるおそれをいだかせるような言動がある場合等、市または請負業者等の意に反する行動または措置を強要する場合等をいう。

(ウ) 工事の施工に障害が生じる恐れをいだくこと

要求の過程のなかで、不穏な言動や工事の進行を妨げるか、障害が生じるおそれをいだかせる言動とは、要求を受けた市または請負業者等が恐怖感をおぼえ、あるいは工事施工が円滑にいかないことを懸念するような言動をいう。

例としては、「工事をさせない。」「工事を止める。」「何が起きても知らん。」等のようなものが想定される。

(3) カンパ等に名を借りた要求

工事施工に当たりカンパ、協力金等の名目で金銭の要求があることがある。

一般的に、工事施工に関連するカンパ、協力金等の金銭の要求は理由がないと考えられる。仮に要求があったとしても、要求に応えるかどうかは任意である。

ところが、例えば要求に応じなければ工事施工に障害が生じる恐れがあるようなことを匂わせるような要求は強要であり、正当性を装った不当な介入として対処すること。

また、請負業者等がこれらの要求に任意に応じた場合であっても、市発注工事に絡んで要求されたものであり、その額が社会通念上多額であると考えられる場合は当該業者等から事情を聞く必要がある。これは、工事費の中から多額の金額が工事に必要な費用以外に支出された場合、工事の質の確保に問題が生じるおそれがあるからである。

(4) 法人等、社会的に認知されている団体からも工事に関連して様々な要求がされる場合がある。

この場合においても上記に準じて判断するものとし、任意性の有無、金額の多少等を考慮し、適切な対応すること。

2 要領5 関係（「不当介入」に対する基本的な対処方針）

「不当介入」に対しては次の点に留意し、適切に対応すること。

- (1) 「不当介入」に対する対応を請負業者だけに任せるのではなく、発注者である市にとっての問題でもあるとして対応すること。

3 要領6 関係（「不当介入」に対する具体的な対処方針）

- (1) 問題と思われる事例が発生した場合は、請負業者等から最初に報告を受けた担当者は上司に報告するとともに、直ちに関係者（原局、安全・安心推進部、技術監理局等）に通報すること。

決して担当者限り、あるいは担当部門限りで処理しないこと。

- (2) 対応方法は関係者が協議の上で決定することとし、担当者または担当部門限りで方針を決定しないこと。
- (3) 請負業者に対しては、自分だけの判断で行動せず、市との連携のもとに厳正に対応するよう指導すること。
- (4) 必要に応じて警察の協力を要請するとともに、「不当介入」の態様によっては被害届を出すこと。また、請負業者等に対しても被害届を出すよう指導する。

【施工業者に対する指導例】

事例1 工事着工の挨拶に行ったら、カンパをしてほしいという要求があった。どのようにしたら良いか。

（指導） 工事をする 것과カンパは何の関係もない。断って構わない。

事例2 仮に、任意にカンパをした場合はどうなるのか。

（指導） 原則的に民間同士の話にとどまるものであれば、市としてどうこう言う事では

ないが、市発注工事に絡んで、多額のカンパをしたとか、工事費の中からカンパをしたということになれば事情を聞くことになる。

事例3 要求を断ったところ、工事に協力できない。工事に支障が出て知らないといわれた。このままでは不安だ。

(指導) 工事は市が発注しているものであり、工事に対する妨害は市として受け止めていくので心配はいらない。何等かの問題が生じれば直ちに報告するとともに、対応については市の指示によって行ってほしい。

事例4 実際に工事をするのは我々業者である。被害を受けるのは我々だ。要求に応じても構わないか。

(指導) 不当な介入に直接対応するのは施工業者であるということは理解している。しかし、公共事業に対する不当な介入を排除するのは市の重要課題である。そのため、問題が発生したときには業者、市、警察が一体となって対応するという体制も整えている。

登録業者である以上、要求に屈することなく、毅然と対応してもらいたい。

4 要領7関係（協力業者に対する対応）

(1) 適切に対応することによって生じた工事の遅れ、請負業者の経費の損失に対しては、工事の一時中止、工期の延長、設計変更等によって対応し、請負業者の協力が得られるよう配慮すること。

5 請負業者に対し、地元からの資材購入、雇用あるいは下請選定を要請することについて

- (1) 起工局あるいは発注局等が請負業者に対し、市内の特定地域（以下「地元」という）から資材を購入し、または下請業者を選定するよう、あるいは地元から雇用するよう要請する場合があるが、請負契約の原則に照らし、強要とならないよう十分に配慮することが必要である。
- (2) 請負契約である以上、原則として資材の調達方法や下請業者の選定等は請負業者が自由に決定すべきものである。また、競争入札の原則は価格競争であり、そのため、競争に必要な判断材料は予め提供しておくことが原則である。（条件明示の原則）
- (3) 市の方針として、市発注工事の施工にあたっては市内業者から資材を購入すること、あるいは市内業者を下請業者を選定することを要請しているが、この方針は登録業者には既に周知の事項であり、かつ市内という比較的広範囲な地域を対象としており、しかも要請であるという点で条件明示の対象とはしていないものである。
- (4) 仮に地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をするよう、正規の要求をする必要がある場合は、特記仕様等において契約条件として明示しておくことが必要である。
- (5) 請負者に対する契約条件以外の要求はあくまでも要請の範囲内に止めるべきであるが、発注者の優位性を考慮すると、安易に要請をすることは差し控えることが望ましい。また、請負業者に対する要請は第3者による不当介入に利用されるおそれもある。

(6) 以上の点からこの問題に対しては次のように取り扱うこと。

ア 地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をすることが必要な場合は、契約条件としてあらかじめ明示する

イ 単に、地元から資材購入、雇用あるいは下請選定をすることを要請するだけの場合は、その必要性を吟味し、工事施工上どうしても必要なとき以外には要請しないようにする。

ウ 上記によって判断しても、なおかつ要請する必要があると判断される場合は、要請する趣旨を良く説明して理解を得るよう努めると共に、要請に応じなくても何等の不利益が生じないことを充分承知させる。

付 則

この要領の運用は、平成２８年４月１日から施行する。